

役員退職金準備

1. 役員退職金決定手続き

(1) 役員退職金規程の準備

役員退職金は医療法人からその役員に支給されますが、その金額等が恣意的に決定されてしまうと医療法人の運営に支障が生じたり、税法上の問題が生じたりする可能性があります。

そこで、あらかじめ承認された役員退職金規程を準備することが必要です。

(2) 理事会における決定

理事会において、役員退職金規程をもとに退職役員の功績等を考慮して役員退職金の支給金額、支給方法等について決定します。

(3) 社員総会における承認

理事会で決定された役員退職金の内容については、社員総会において承認をいただくことが必要です。

2. 留意事項

(1) 役員退職金の支払い資金を事前に準備すること

医療法人内部資金及び生命保険等の外部積立資金により役員退職金想定額の資金を事前に準備しておくことが必要です。役員生命保険プランによって法人税の節税と併せるとなお有利です。

(2) 役員退職後の処遇について実施的に退職している状況にあるか確認すること

役員退職金の支給は役員が退職していることが前提ですので、形式的にも実質的にも退職することが重要です。

第17回安心会計カップ杯ゴルフ大会

平成29年10月19日(木) 太平洋クラブ江南コースにて第17回安心会計カップ杯ゴルフ大会を開催いたしました。

当日は、7組27名のご参加をいただき雨の中にもかかわらず、好プレー? 続出の大会となりました。

次回の開催もご期待下さい。



安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧下さい。



歯科会計

歯科診療収入の計上と決算処理

歯科診療収入をどのタイミングで収入と認識するかは、それぞれの歯科医院の処理の方法で異なります。その処理方法を税法の基準に当てはめて調整することが決算処理（未収入金、前受金）です。

区分	処理の方法	決算処理
保険収入	決算までの入金分（請求後2か月内）	診療収入に計上
	決算までの未入金分（請求後2か月後）	未収入金計上（通常2か月分）
	決算までの窓口入金分	診療収入に計上
	決算までに未入金の窓口負担金	未収入金計上（回収不能分を除く）
訪問診療	請求分は保険収入と同様	保険収入と同様
	個人負担分	決算までに係る分を計上
自由診療（補綴）	請求の時（契約、型取り）又はセット時に請求の場合	請求時又はセット時に診療収入計上 決算時にセットしていなければ前受金
自由診療（矯正）	契約時又は支払計画により請求の場合	契約時の自費計上 決算時に支払計画入金に未入金があれば未収入金計上
自由診療（インプラント）	インプラント埋入時に請求の場合	埋入時請求時の自費計上 決算時に未入金があれば未収入金計上 補綴部分については自費補綴と同様
自由診療（インプラント）	補綴までまとめて請求の場合	決算時までの入金分は前受金（補綴セット分除く） 埋入インプラントがある場合は在庫計上

診療収入計上は利益に大きく影響しますのでこの機会に是非、ご確認をお願いします

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイント動画を解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧ください。



ドクター会計

2018年からの配偶者控除改正

今年も年末調整資料のご準備をお願いする時期となりました。

例年通り2種類の用紙に加え、今年はマイナンバーを記載していただく用紙を別途用意しましたので、12月初旬頃までにご準備をお願いします。

さて、この時期になりますと、パート従業員の方で年収を103万円以内に抑えるように希望される方が多くいらっしゃるのではないかとお考えかもしれませんが、2018年以降は年収要件が150万円までに改正されることとなりました。そこで2018年以降の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについてまとめます。

1. 配偶者控除の見直し

控除を受ける方の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下（年収1,120万円）	38万円	48万円
950万円以下（年収1,170万円）	26万円	32万円
1,000万円以下（年収1,220万円）	13万円	16万円

2. 配偶者特別控除の見直し

2018年以降の配偶者特別控除		控除を受ける方の合計所得金額			
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の 年収	150万円以下	38万円	26万円	13万円	0万円
	155万円以下	36万円	24万円	12万円	0万円
	160万円以下	31万円	21万円	11万円	0万円
	167万円以下	26万円	18万円	9万円	0万円
	175万円以下	21万円	14万円	7万円	0万円
	183万円以下	16万円	11万円	6万円	0万円
	190万円以下	11万円	8万円	4万円	0万円
	197万円以下	6万円	4万円	2万円	0万円
	201万円以下	3万円	2万円	1万円	0万円
	201万円超	0万円	0万円	0万円	0万円

※夫が高所得者（年収1,220万円以上）で妻が専業主婦やパートの家庭は増税となります。

また、社会保険料の扶養範囲内となる年収130万円の壁は従来通り残っています。

医療承継

医療法人出資金の評価改正について

持分ありの医療法人の出資金（取引相場のない株式等）の相続及び贈与における評価額の算定に関して、平成 29 年 1 月 1 日以後発生分に関しては一部評価方法に改正がでています。その改正点は主に以下の 2 つです。

① 類似業種の株価に「前 2 年間平均」を追加

類似業種批准価額方式による評価額算定において、類似業種の上場会社の株価の指標を用いる部分がありますが、下記の中で最も低い株価を使用することになります。

- ・ 課税時期の属する月の株価
- ・ 課税時期の属する月の前月の株価
- ・ 課税時期の属する月の前々月の株価
- ・ 前年平均株価
- ・ **課税時期の属する月以前 2 年間の平均株価…改正で追加**

上記の「2 年間の平均株価」が算定上考慮されることにより、上場企業の株価の短期的急激な変動が、医療法人出資金の評価額に与える影響が小さくなることが予想されます。

② 利益：純資産の比重が 1：1 に（過去は 3：1）

類似業種批准価額方式による医療法人の出資金の評価において、計算過程で用いる**利益と純資産の比重が 3：1 から 1：1 に改正**されました。

この改正により医療法人の利益がその出資金の評価額に与える影響が小さくなることとなります。多額の損失を計上しても以前ほど評価額が下がらないともいえます。まとめると以下の影響が考えられます。

- ・ 直近利益の相対的に小さめの医療法人の評価額・・・改正前より**評価増**
- ・ 直近利益の相対的に大きめの医療法人の評価額・・・改正前より**評価減**
- ・ 累積利益（内部留保）が小さい医療法人の評価額・・・改正前より**評価減**
- ・ 累積利益（内部留保）が大きい医療法人の評価額・・・改正前より**評価増**

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QR コードを読み取りご覧下さい

